

# 令和8年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き

固定資産税は、土地や家屋のほかに事業用の償却資産にも課税されます。事業を行っている方は毎年1月1日現在で、雫石町内に所有する資産について申告が必要です。(地方税法第383条)

つきましては、この手引きをご覧ください、同封の申告書に必要事項を記入のうえ、下記の期限までに申告をお願いいたします。

**提出期限 令和8年2月2日(月)**

## ★申告していただく方は

令和8年1月1日現在で、雫石町内において工場や商店、不動産の貸付、農業などの事業を経営している法人や個人の方です。

## ★申告していただく資産は

事業のために使用する構築物、機械、器具、備品などを所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有資産を申告することが義務付けられています。法人税、所得税申告の減価償却資産などが対象です。(詳しくは3ページをご覧ください。)

## ★印字された申告書類が届いた方は

今回から、申告書の様式を変更しています。詳細は、同封の記載例をご覧ください。

償却資産に変更が無い場合は、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の「19 □ 資産に増減なし」にをつけて提出願います。

令和7年1月2日から令和8年1月1日の間に増加または減少した資産がある場合は、「種類別明細書(全資産用・プレ申告用)」に、増加・減少資産の内訳を記載して提出してください。

## ★今回初めて申告される方は

令和8年1月1日現在で所有している全資産を申告してください。また、申告すべき資産がない場合でも「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の「20 □ 該当資産なし」にをつけて提出してください。

## ★申告書を提出される際は

申告書にマイナンバー(個人番号または法人番号)と、連絡先の電話番号を必ず記入のうえ、提出してください。

## ★電子申告もできます

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用して、インターネットによる電子申告も受け付けています。詳しい申告の方法は eLTAX のホームページをご覧ください。

## ★提出先及び問い合わせ先 雫石町役場 税務課 資産課税係

電話番号(直通) 019-692-6481 (代表) 019-692-2111(内線 148/156)

## 1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます(地方税法第341条第4号)。

ただし、自動車税や軽自動車税の対象となるもの、無形固定資産、耐用年数が1年未満又は10万円未満の資産で一時に損金算入したもの、20万円未満の資産で3年一括償却を選択したものなどは償却資産申告の対象とはなりません。

## 2 業種別の主な償却資産

業種	課税対象となる主な償却資産
共通	パソコン、コピー機、電話機・交換機、エアコン、応接セット、レジスター、内装・内部造作等(賃借人が取り付けた場合)、看板(広告塔・袖看板・案内板・ネオンサイン等)、構内舗装、ブラインド、太陽光発電設備(自家用を除く)、LAN設備 など
農林業	田植機、もみすり機、脱穀機、プラウ、ハーベスタ、ビニールハウス、パワーショベル、ロードローラ、その他農作業用機械(ただし、軽トラック、乗用の田植機、トラクターなど、自動車税、軽自動車税の対象となるものを除く) ※注意:乗用式の農耕用機械(例:田植機、コンバイン、トラクター等)は、公道走行の有無にかかわらず軽自動車税の対象です。償却資産の申告は不要ですが、必ず軽自動車の登録(ナンバー取得)をしてください。
製造業	食料品製造設備、金属製品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機 など
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機 など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車(登録番号「0」「00」及び「000」から「099」まで、「9」「99」及び「900」から「999」まで)、発電機など(ただし、自動車税及び軽自動車税の対象となるものを除く)
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍機又は冷凍機能付きのものも含む)、日よけ など
料理飲食店業	テーブル、イス、厨房機器、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器 など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包機 など
理容・美容業	理容・美容イス、洗面設備、消毒殺菌機、応接セット、サインポール など
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科医療ユニット、滅菌機器等)など
娯楽業	パチンコ機、ゲーム機、両替機、ゴルフ練習場設備 など
不動産貸付業	受・変電設備、発電設備、中央監視制御装置、駐車場の舗装、門・塀・緑化施設等の外構工事 など
駐車場業	舗装路面、門・塀・緑化施設等の外構工事 など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量機、独立キャノピー、防壁、地下タンク など
旅館・ホテル業	応接セット、ベッド、絨毯、レジスター、厨房設備、パソコン、テレビ、カラオケセット、洗濯設備、放送設備、看板、受・変電設備、発電設備、ボイラー、駐車場の舗装、門・塀・緑化施設等の外構工事 など

### 3 種類別の償却資産

種 類	資産の具体例(主なものを例示)
1. 構築物	<p>広告塔、袖看板、舗装路面、塀、門、花壇、打込井戸、焼却炉、土留擁壁、側溝、屋外浄化槽、地下油タンク、水銀灯、煙突、簡易(仮設)建物、その他土地に定着する土木設備等で家屋と区別されるもの(プレハブハウス等)、賃貸建物に付加した内装・間仕切、組立ハウス、ビニールハウスなど</p>
2. 機械及び装置	<p>原動機械、工作機械、土木建設機械、製材機械、印刷機械、繊維機械、染色整理機械、食料品製造加工機械、荷役運搬機械、その他物品の製造・加工・修理等に使用する機械</p> <p>バインダー、ハーベスタなど農業用機械、パワーショベル、ロードローラ、バックホー等の建設又は農林作業機械(ただし、軽トラック、乗用の田植機、トラクターなど自動車税、軽自動車税の対象となるものを除く)</p> <p>高圧受変電設備、蓄電池、自家発電設備、太陽光発電設備、中央監視盤、賃貸に付加した電気・給排水・冷暖房設備など</p>
3. 船舶	<p>貸しボート、釣船など</p>
4. 航空機	<p>飛行機、ヘリコプター、グライダーなど</p>
5. 車両及び運搬具	<p>トロッコ、台車、貨車、構内運搬車、フォークリフトなど</p> <p>大型特殊自動車(自動車登録番号「0」「00」及び「000」から「099」まで、「9」「99」及び「900」から「999」まで)ただし、自動車税及び軽自動車税の対象となるものを除く</p>
6. 工具・器具及び備品	<p>パソコン、プリンター、コピー機、机、椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、テレビ、ステレオ、エアコン、ストーブ、冷蔵庫、自動販売機、計量機器、測定機器、光学機器、レジスター、看板、金庫、理容美容機器、医療機器、娯楽・スポーツ用具、その他業務用の備品、什器類、測定工具、取付工具、切削工具、雑工具類など</p>

## 4 家屋と償却資産の区分

固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して取り扱います。

また、家屋と設備の所有者が同一の場合、以下のものは償却資産として評価します。

- (1) 独立した機械及び装置としての性格が強いもの(例:受変電設備、ルームエアコン等)
- (2) 家屋と構造上一体となっていないもの(屋外電気配線、屋外ガス及び給排水配管設備等)
- (3) 特定の生産又は業務の用に供されるもの(例:工場の動力源である電気設備、ホテル等の厨房設備、洗濯設備など)

設備等の内容(例)	償却資産	家屋
天井・壁・床仕上、店舗造作工事など ※		○
受変電設備、発電機設備、蓄電池設備	○	
中央監視装置、電話機・電話交換機、LAN設備	○	
工場などの生産設備又は業務用設備用の動力配線設備	○	
電気設備(上記3つに該当するものを除く) ※		○
屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管	○	
ネオンサイン、スポットライト、投光器、水銀灯、広告塔、看板	○	
給排水、ガス及び衛生設備(屋内の配管等) ※		○
冷暖房及び通風設備又はボイラー設備(生産設備のものは除く) ※		○
ルームエアコン、厨房設備	○	
冷凍倉庫の冷凍設備	○	
エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター ※		○
消火、排煙、火災報知設備 ※		○
金庫室の扉、自動扉開閉装置など ※		○
外構工事(門、塀、緑化工事、舗装路面等)	○	

※貸店舗などに家屋の所有者と異なる方(賃借人など)が施工した内装、造作及び建築設備などについては、上記の表に関わらず償却資産として扱います。

## 5 次のような場合でも申告は必要です

- (1) 耐用年数1年未満の資産または取得価格10万円未満の資産であっても、個別に減価償却することを選択した資産
- (2) 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- (3) 減価償却済の資産であっても、事業のために用いることができる資産
- (4) 簿外資産であっても、事業のために用いることができる状態にある資産
- (5) 建設仮勘定において経理されているものであっても、その一部が令和8年1月1日までに完成し事業の用に供している資産
- (6) 未稼働状態または遊休状態であっても、事業のために用いることができる状態にある資産
- (7) 割賦買入資産で割賦金の完済していないものであっても、すでに事業のために用いられている資産
- (8) トラックショベル、ブルドーザーなどの特殊自動車で、自動車登録番号「9」「99」及び「000」から「099」まで、「9」「99」及び「900」から「999」までの番号のもの
- (9) 清算中の法人が自ら清算事務のために用いているもの、あるいは他の事業者にも事業用資産として貸し付けているもの
- (10) 従業員の福利厚生のために供されている設備、備品等の資産(医療施設、食堂施設、社宅、寄宿舍、娯楽施設等の福利厚生施設で利用されているもの)

## 6 課税標準、税率、免税点等

- (1) 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、毎年1月1日現在における当該償却資産評価額で課税台帳に登録されたものです。
- (2) 固定資産税では償却資産は旧定率法により評価をし、最低限度額は取得価格の5%に相当する額です。
- (3) 固定資産税の税率は1.4%です。
- (4) 償却資産課税標準となるべき額が150万円未満の場合は非課税ですが、課税されるかどうかは評価計算をした結果で判定をしますので、資産の多少に関わらず申告してください。

## 7 その他

- (1) 固定資産税(土地・家屋・償却資産)は、5月・7月・9月・11月の4期に分けて納めていただきます。
- (2) 新たに事業を開始した方は、資産の有無にかかわらず、申告書を提出願います。  
また、今回初めて申告書が届いた方は、確定申告の際に償却資産として計上した資産があるにも関わらず、償却資産申告書が提出されていなかった可能性がありますので、今回送付された申告書を十分に精査してください。
- (3) 農業経営を行っている方で農業経営者が代わっている場合には、新しい経営者の名前で申告書の提出をしてください。
- (4) 地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、申告内容の实地調査を行う場合があります。関係帳簿等の提出を求めるなど、所有資産にかかる調査を行いますので、その際にご協力願います。实地調査等に伴い、修正申告をお願いすることがありますが、その場合は、資産の取得年次に応じて遡及することになりますので、予めご了承願います。  
なお、正当な理由なく实地調査を拒否された場合には、地方税法第354条の規定により、罰金が科されることがありますのでご承知おきください。
- (5) 正当な理由なく申告をされなかった場合には、地方税法第386条の規定により、過料を科されることがあります。
- (6) 虚偽の申告をされた場合には地方税、法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。
- (7) 必要に応じて、地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類を閲覧することがあります。
- (8) 申告期限が近づきますと、窓口の混雑が予想されますので、早めのご提出にご協力をお願いします。

**提出先及び問い合わせ先**（郵送の場合、切り取って宛名としてご利用できます）

※郵送で申告書を提出される方で控への返送をご希望の場合は、返信用封筒(切手を貼って宛名記入)を同封してください。

〒020-0595

雫石町千刈田5番地1

雫石町役場 税務課 資産課税係 行

電話番号 019-692-6481(直通)